

支援の側面もある。

県立図書館では県職員を配置してレファレンス業務の充実を図っており、事務事業評価でも調査相談件数を業績指標として挙げている。

調査相談件数は、平成 17 年度～平成 21 年度においては、11 千件前後で推移している。調査相談件数を業績指標とするのであれば、図書館の目指している方向性に沿ったレファレンスを増加させる方法を考えるなど、戦略的に対応する必要がある。例えば、図書館の目標の一つとして起業支援を挙げる場合、起業支援に関するレファレンス件数や貸出冊数が増加していれば、レファレンス業務で一定の成果を達成したといえる、

その検証のためには、まずレファレンスの分野や難易度の調査を行って、利用者から受けるレファレンス依頼が図書館の目指している方向性に一致しているのかどうかを把握する必要がある。現在、県立図書館ではレファレンスを図書分類別に 10 分野に区分して調査相談件数を把握している。しかし、図書分類別の区分によると、ある一つの（同じ）テーマについてのレファレンスでも、レファレンスの区分が異なってしまう場合がある（例えば、起業のためのレファレンスであっても、質問の切り口によっては、技術、産業、歴史など別々の分類で区分される場合がある。なお、図書分類とは日本十進法分類のことで、主題別に図書を分類する方法である。最も大きな括りは「類」と呼ばれており、哲学、社会科学、自然科学、技術、産業、文学など 10 区分ある。県立図書館ではこの区分別にレファレンス内容を分析している。）。

図書館の設定した目標に沿ったレファレンスが増加しているかどうかを把握して、レファレンス業務が成果を上げているかどうかを検証するためには、従来の区分に加えて、図書館が目指している方向性に沿ったテーマ（例えば起業支援）別にレファレンスを区分して把握することが有用であると考えられる。

ウ. 利用者育成（意見）

県立図書館のレファレンス・サービスは、調査依頼に対して県立図書館で人手をかけて「回答」を探索し、「回答」を与えるサービスである。利用者の求めにいていねいに対応できている反面、利用者の育成にはつながりづらい面もある。

県の事務事業評価では、自主的な学習活動を支援する県立図書館サービスへの要望は高いとしている。また、文部科学省の「平成 18 年 3 月 これからの図書館像（文部科学省これからの図書館のあり方検討協力者会議）」では、利用者が課題解決のために図書館の資料や情報を有効活用できるよう、テ

マ別資料コーナーや展示コーナーの設置、文献探索・調査案内やリンク集の作成、関係機関や団体との連携による講座等を充実させて利用者の課題解決を支援することも、注力すべきサービスとしてあげている。

利用者の質問に対する「回答」を与える従来のサービスに加え、利用者が図書館を効果的に利用できるよう、検索ツールの利用方法や資料検索のノウハウを伝えるなど、利用者の情報検索能力を育成することも今後の検討課題である。

エ. 検索ツールの提供（意見）

県立図書館では雑誌を多数購入（平成 21 年度の新聞・雑誌購入額は 7,106 千円）しているが、雑誌記事索引データベースがなく、雑誌記事の検索が困難な状態である。県立図書館も雑誌記事索引データベースの導入は望ましいとしているが未導入である。

代表的な雑誌記事索引データベースである MAGAZINEPLUS の場合、雑誌記事索引データベースの 1 ユーザー契約あたりの導入費用は 202 千円程度といわれている。雑誌記事の効率的な検索を可能にして、雑誌の利用を促進するために雑誌記事索引集成データベースの導入を検討することは、今後の課題である。ちなみに、岩手県立図書館の平成 21 年度の資料費は 32 百万円程度と長野県立図書館よりも低い、デジタルデータ購入のための費用を 5 百万円程度確保している。今後デジタルライブラリー機能を充実させる計画である新潟県立図書館は、資料費 50 百万円の中で、デジタルデータ購入のための財源を確保している。

⑥ デジタル資料の必要性

ア. 長野県の資料費（説明）

長野県立図書館の平成 21 年度の資料費は 40,000 千円である。

平成 21 年度予算ベースでの近隣県の資料費は、山梨県が 45,849 千円、群馬県が 40,300 千円、岐阜県が 50,872 千円、新潟県が 50,000 千円、富山県が 41,562 千円、静岡県が 97,551 千円であった。長野県立図書館の資料費（予算）は、全国 30 位であった。

（出所：日本図書館協会「日本の図書館統計.2009」及び日本図書館協会「速報 都道府県立図書館と政令指定都市の図書館の 2009 年度資料費予算」）

イ. デジタル資料の必要性（意見）

従来どおりの書籍資料収集に加えて近年では、東京都立図書館や奈良県立

図書館のように、オンラインデータベース導入に積極的に取り組む図書館も増えてきている。東京都立図書館では、オンラインデータベースを提供すると同時に、データベース検索セミナーも行っている。

県民の調査・研究活動の高度化・多様化に対応した情報提供を行うために、今後、県立図書館では従来収集していた資料に加えて、オンラインデータベース等をどのように導入していくか検討する必要がある。

全国的に見て、県立図書館の資料費は多額とはいえない。今後目指す方向性に沿って、雑誌・書籍などの資料費とデジタル資料購入費の資源配分の見直し、あるいはデジタル資料購入のための財源確保を検討する必要がある。

⑦ 児童図書の選書サポートのあり方について

ア. 児童図書の収集状況（説明）

平成 21 年度の図書資料購入及び蔵書の状況は次のとおりである。

表 48 平成21年度の図書資料受入・除籍状況

(単位:冊)

	受入等	除籍	蔵書冊数	開架冊数
総記	550	114	31,031	3,228
哲学	520	176	24,798	3,630
歴史	1,724	208	60,837	8,368
社会科学	2,468	644	107,962	14,137
自然科学	1,179	171	32,362	8,257
技術	1,194	161	34,599	7,796
産業	779	44	25,270	5,133
芸術	1,214	175	31,139	7,550
言語	292	63	7,284	2,166
文学	1,285	8,649	161,750	15,418
児童図書	6,753	138	85,867	18,227
外国語図書	0	0	2,880	2,174
郷土図書	1,509	6	72,328	17,311
合計	19,467	10,549	678,107	113,395

(出所：県立長野図書館概要 平成 22 年)

受入冊数 19,467 冊のうち、児童図書は 6,753 冊であり、受入冊数の 35% を占めている。児童図書は年間発行点数の 90% 以上を収集していた時期もあったが、資料費が削減されている近年では、年間発行点数の 20% 程度の購入にとどまっている。

一方、市町村立図書館でも児童図書収集・提供は行っている。平成 22 年度の長野県立図書館の児童図書の蔵書冊数は 85,867 冊である。長野市立長野図書館は 88,508 冊、松本中央図書館は 118,545 冊、市立岡谷中央図書館

は 106,020 冊と、県立図書館よりも豊富な蔵書を有する市立図書館もある。

他方、十分に児童書を収集・提供することのできない規模の小さい市町村立図書館や、図書館未設置町村もある。

(出所：『長野県公共図書館概況』県立長野図書館と長野県図書館協会)

イ. 県立図書館による選書サポートの方法 (意見)

県立図書館で児童図書の収集に注力している理由の一つとして、市町村立図書館の児童図書の選書をサポートすることを挙げている。選書のサポートは、県立図書館で購入した児童図書を、サポートを必要としている 8 つの市町村立図書館に回覧して、市町村立図書館で手にとって児童図書を確認する機会を設ける、というものである。

現在、長野県内には児童図書が豊富な地域とそうでない地域がある。人口構成や市町村の財政力などにより、どの程度が妥当な水準といえるかは難しい面がある。

このため、例えば、県内の市町村立図書館と協議して、市町村立図書館の間での相互貸借を更に増加させるなど、児童図書の収集について県内全体での連携をとることも検討すべきと考える。

選書のサポートについては、現在の回覧方式の他にも、県立図書館よりも豊富な児童図書の蔵書を持つ市町村立図書館等も含めて、児童図書の選書の考え方を検討する場を提供することも有用であると考えます。

⑧ 物流ネットワークの必要性 (意見)

現在、県立図書館と市町村立図書館間の相互貸借のための物流は、宅配便を利用しており、送料については片道を県が負担している。

インターネット予約などによる個人からの直接の申込みに係る送料については、県が往復分の送料を負担している。

他県の取組について、例えば面積の広い岩手県では、週に 1 回の配本が可能なシステムを採っており、県立図書館や市町村立図書館との間、また市町村立図書館間の相互貸借が可能になっている。1 回当たりの費用は宅急便より安いとしている。

今後、相互貸借やインターネット予約が増えるようであれば、県内の物流ネットワークの検討も課題となる。

⑨ 施設の管理運営は適切か

ア. 書庫の保存機能（意見）

書庫は5階建てである。分類ごとにフロアを分けて1階から5階まで利用しており、約56万冊を保存している。書庫の80%程度まで資料が埋まっている状態で、残り14万冊程度でいっぱいになる予定である。年間平均で13,000～14,000冊程度の受入れがあるため、除籍図書がなければ10年ほどで一杯になるが、書庫を拡充する計画は現在のところない。

蔵書の充実を図れば、書庫にスペースがなくなるのは明らかなので、外部倉庫の設置など書庫の拡充について具体的な計画を検討する必要がある。

イ. 県立歴史館との関係（意見）

平成6年に県立歴史館が設立される以前は、古文書の収集・保管等の業務は県立図書館で行っていた。しかし、県立歴史館が設置されたことに伴い、県立図書館所蔵の古文書については、一部を除き県立歴史館へ移管されることとなった。

県立図書館が所蔵していた19家の寄贈・寄託史料のうち、14家の史料は、県立歴史館に移管された。その後残る5家のうち、4家について移管することとなったが、3家の史料はまだ完全に移管されていない。現在は県立図書館所蔵の史料のマイクロフィルム化を進めており、マイクロフィルムを2本作製して1本を図書館に保存し、もう1本と史料を歴史館へ移管するための作業を行っている。

図書館においても、史料のより適切な保存を図るために、速やかに歴史館への移管作業を進める必要がある。

ウ. 廃棄資料

平成21年度の資料廃棄は10,549冊である。受入冊数は19,467冊なので、受入の半数以上を廃棄していることになる。廃棄資料は、公民館文庫や母親文庫として団体貸出をしていたものが90%以上であるとのことである。

県では、現在8か所に団体貸出を行っている。貸出先のリクエストに応じた資料を購入して5年単位で貸出を行っている。いたみの少ない資料はそのまま貸出を延長するため、返却される時には、かなりいたんだ状態となっている。いたみが激しい場合は、廃棄せざるを得ない。

また、市町村の合併などにより不要となった団体貸出資料がいたみの少ない状態で返却されてきた場合でも、県立図書館に既に現物が複数ある場合が多い。複本が不要な場合は廃棄することとなる。

団体貸出は必要であり、いたんだ状態で返却された資料の廃棄はやむを得

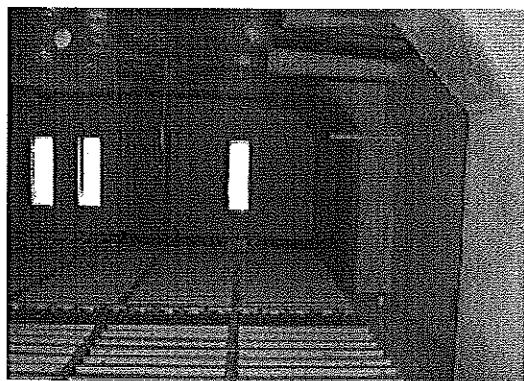
ない面がある。一般的には、廃棄冊数が多いと思われるが、ヒアリングした範囲では大きな問題はないと思われる。

エ. 施設管理上の問題（指摘）

昨年 9 月に県立図書館を訪問した際、書庫棟 6 階のドアが開かず入ることができなかった。

また、書庫棟には 6 階分のスペースがあるが、6 階は 5 階の天井であり、書庫として利用できるのは 5 階までである。県立図書館としては将来 6 階のスペースを書庫として利用することを考えているが、財政的な理由もあり、そのままとなっている（写真参照）。

県の施設の管理責任者として、施設管理のあり方を改善する必要がある。



オ. 会議室の有効利用（意見）

3 階の床の音が階下の図書室に響くという建物の構造上の理由により、3 階の利用が難しい。3 階に会議室として利用しているスペースがあり、会議室が 3 室設けられているが、平成 21 年度の年間利用日数は、それぞれ 53 日、103 日、3 日である。図書館に関連した活動を行う団体などによる利用日数の向上が望まれる。

会議室の椅子に防音対策を講じるなどして、音漏れ対策をできる範囲で行い、3 階の有効活用を図ることが必要である。

章末資料

(参考1) 新宿区による図書館業務のABC分析

業務	業務指標	業務別コスト (千円)	指標値	業務別コスト (円)
コレクション形成	資料購入件数	183,634	56,231	3,266
予約	予約件数	154,797	268,890	576
利用登録	新規登録者数	26,135	19,086	1,369
貸出	貸出数	217,752	2,034,164	107
督促及び返却	返却数	285,571	2,034,164	140
レファレンス	レファレンス件数	93,740	52704	1,779
廃棄	廃棄数	23,759	38,000	625
行事関係	行事数	19,985	745	26,826
開館準備	開館日数	28,511	2,588	11,017
管理的業務	開館日数	372,599	2,588	143,972
その他	開館日数	3,617	2,588	1,398

(出所：新宿区「平成17年度事業別行政コスト計算」より抜粋)

(参考2) 岩手県立図書館の県と指定管理者の業務分担

県と指定管理者の業務分担	
岩手県の業務	指定管理者の業務
運営方針等の策定など	
図書館協議会の開催	図書館協議会への出席
自主的研修の実施、県内外の各種研修等への参加	自主的研修の実施、県内外の各種研修等への参加
指定管理者の業務に対するモニタリング評価等の実施	
	要覧等の企画・発行、メールマガジン発行、ホームページ更新、報道機関等への情報提供
図書館資料の選定、選定会議の運営	市町村・利用者・出版物等からの情報収集・整理
図書館資料の購入・デジタル化、補修等に係る契約・支出事務	寄贈依頼、受入、分類整理、装備、配架、書架整理、保存、デジタル化、資料の補修、製本、蔵書点検等
	閲覧、貸出、貸出予約、複写、在宅障がい者への輸送貸出等
郷土資料講座の開催	ホームページ等による郷土資料の紹介
県内総合目録の整備	蔵書目録の整備とホームページの公開、国立国会図書館総合目録・市町村立図書館等へのデータ提供等
	レファレンス・サービス
	来館者への利用案内、情報機器等の利用支援、読書案内及び情報提供等
岩手県日報記事索引掲載許可申請	レファレンス事例データベース、岩手日報記事索

県と指定管理者の業務分担	
岩手県の業務	指定管理者の業務
	引、郷土館系雑誌目次集、県内新聞雑誌所蔵目録、 県立図書館所蔵郷土和本目録の作成
市町村訪問等による運営支援、個別業務相談、図書館設置に関する情報提供	市町村訪問等によるニーズの把握
図書館等実施調査、市町村立図書館等職員との共同研究	
図書館相互協力に関する企画、図書資料等搬送事業の契約・支出事務	市町村立図書館等からのリクエストの受付、協力貸出、相互貸借、図書資料等搬送事業の実施
	協力レファレンス、典拠資料の貸出
県内公共図書館等における情報共有の推進	図書館報等による県内公共図書館等における情報共有の推進
専門研修、信任図書館長研修会、初任職員研修会等の県図書館協会事業の実施	
	企画事業の実施
	県立図書館ボランティア活動の支援
	市町村立図書館、学校等への団体貸出
	企画展示、展示資料の市町村貸出、映画界の開催
「岩手県読書をすすめるつどい」等の県読書推進運動協議会事業の実施	読み聞かせ会等の実施
	複合施設内の各施設との連携事業の実施
日本図書館協会、全国公共図書館協議会、国立国会図書館、北日本図書館連盟、(社)読進協等との運営 県図書館協会、県読書推進運動協議会、公共・大学・専門図書館等連絡協議会の事務局	

(出所：岩手県「岩手県立図書館要覧2010」より抜粋)

第3章 県立歴史館

1. 施設の概要

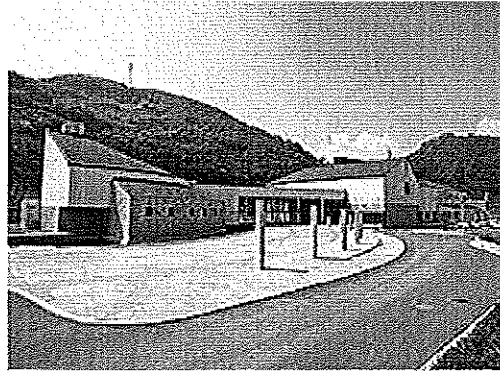
住所	長野県千曲市屋代清水 260-6			
設置年月	平成6年11月	根拠条例等	長野県立歴史館条例	
設置目的	考古資料、歴史的価値を有する文書、その他歴史資料等を収集し、保存して、広く県民の利用に供し、その教養及び文化の振興に寄与する。			
施設の内容	常設展示室、企画展示室、閲覧室、講堂、保存分析室、遺物整理室、古文書書庫、行政文書書庫、遺物収蔵庫 等			
利用料金	(単位：円)			
	区 分	常設展	企画展	常設・企画展共通
	一 般	300(200)	300(200)	500(400)
	高・大学生	150(100)	150(100)	250(200)
	小・中学生	70(50)	70(50)	120(100)
	<ul style="list-style-type: none"> ・()内は団体20人以上 ・小・中・高校生などに免除制度あり(条例第7条) 			
開所日	<p>下記休館日以外</p> <p>休館日：毎週月曜日(祝日、振り替え休日にあたる場合は火曜日)、祝日の翌日、年末年始</p>			
開所時間	午前9時～午後5時			
施設の特徴	<p>○展示・教育普及・情報提供など博物館機能(総合教育部門)のほか、埋蔵文化財資料の保存処理・整理などを行う考古資料部門、古文書・行政文書の収集・整理を行い、公文書館的機能を担う文献史料部門の3部門からなる複合施設である。</p> <p>○長所・短所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部門の専門分野の協力による調査研究を行い、その成果を展示などに生かすことができるが、他県の独立した公文書館等に比べると職員が少なく業務をこなさきれていない。 ・長野県の歴史を原始から近現代までを通して体感できる実物大展示物とマルチメディアにより「みて、ふれて、体感」できる展示である。 ・県内の小学生が歴史学習として社会見学に多数訪れている。 <p>○近隣の環境、類似施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千曲市の科野の里歴史公園内に位置する。この公園には国指定史跡森將軍塚古墳、森將軍塚古墳館もあり、長野県の歴史を感じることができるスポットとなっている。 ・隣接の千曲市立森將軍塚古墳館は、今年度まで指定管理による運営(市 			

の文化振興事業団) であるが、来年度から直営化される。

- ・最寄りの鉄道駅は、しなの鉄道屋代駅又は屋代高校前駅となるが、徒歩で25分程度係る。また、駅から歴史館を通るバスは1日に4本程度で日曜日は運行しないため、交通の便がやや悪い。

○現状と課題

- ・開館16年を超え、管理設備、施設の老朽化が進んでいる。また、常設展示室のメイン展示は可動式でないため、目新しい展示ができず、リピーターの確保が難しい。
- ・長野県の財政状況が厳しく、展示や施設管理に必要な予算を十分に確保できない。
- ・火気厳禁の施設であるため、電気料金が非常に高いが、使用量の節減を図り、料金基本契約の見直しを随時行い、経費削減を図っている。



2. 業務の内容

1 長野県の歴史を物語る史資料の収集・整理・保存、後世への継承

- ・史資料の所在調査、現状把握
- ・史資料の滅失、県外流出を防ぐ
- ・県内博物館、市町村への助言・指導

2 史資料の調査研究・普及活動

- ・長野県の歴史をわかりやすく紹介する常設展示
- ・県民のニーズを把握し、調査研究の成果をいかした企画展示
- ・展示解説、講演会、講座、地域セミナーの開催
- ・出版物（図録、目録など）の発行
- ・希望に応じた出前講座、出前授業

3 県民参画、交流の場
・ 愛好会活動の支援
・ ボランティアの養成
4 歴史情報の発信
・ 長野県に関する歴史情報の集約
・ 情報のデータベース化・ネットワーク化
・ 史資料のデジタル化
・ ホームページからの情報提供

3. 施設の利用状況と収支の状況

① 年間利用状況の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
年間利用人数	98,935	112,230	117,236	98,010	98,372
常設展示室	44,855	46,362	46,874	41,790	41,089
企画展示室	33,585	37,866	42,691	31,316	32,507
講演・講座等	12,263	14,360	15,217	13,089	14,774
閲覧室	8,232	13,642	12,454	10,815	10,002

② 事業費の収支の状況の推移

(単位：千円)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入		7,640	6,982	8,989	6,992	8,358
内 訳	利用料収入	5,260	4,490	5,071	3,953	5,111
	その他収入	2,380	2,492	3,918	3,039	3,247
支出計		349,536	339,273	326,788	330,487	324,686
内 訳	人件費	159,643	166,566	157,080	157,278	162,794
	物件費	189,893	172,707	169,708	173,209	161,892
	水道光熱費	30,042	27,642	29,724	31,227	29,494
	委託料	67,710	57,030	57,502	64,341	49,220
	その他	92,141	88,035	82,482	77,641	83,178
収支差額		△341,896	△332,291	△317,799	△323,495	△316,328

※人件費は概算

③ 職員の配置状況

(単位：人)

	平成 17 年	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県職員	23	23	22	23	24
非常勤職員	12	9	9	8	8
合計	35	32	31	31	32

※館長は平成 19 年度までは嘱託（非常勤職員）、20・21 年度は教育次長兼務

4. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】直営の妥当性があるか

① 直営施設とした理由（説明）

県では、長野県立歴史館（以下「歴史館」という。）を直営としていること
の理由、メリットなどを次のように説明している。

○ 直営の理由・メリットなど

- ・平成 16 年度までは長野県文化振興事業団へ事業委託していたが、事業に携わる職員は全員県からの出向であった。このため、直営とした方が委託の事務手続きも必要なく、また、委託料の消費税分が節減できる効果があった。
- ・指定管理者制度はコスト削減を主目的とし、話題性や集客力のある展示のみに力を注ぐ危険をはらんでいる。歴史館の使命は、歴史資料の収集・整理・保存、普及であり、次世代に伝えるという直接収益に結びつかない事業を継続的に行っていくには県直営でなければならない。

○ 事業のサービスの質の向上と経費削減の取組など

- ・歴史館は教育機関であり、学校見学など子ども達の利用が非常に多い施設である。学芸部の職員は主に教員で、効果的な展示解説や出前授業などニーズにあった対応をすることができる。

(期限を区切った指定管理者には長野県の歴史を理解した教育は難しいのではないか。)

- ・施設・設備の保守管理などは一般競争入札で業者委託にしており経費節減を図っている。

② 事務事業評価の状況（説明）

県が行っている、歴史館の平成 21 年度の事務事業評価の結果は次のとおりである。

○判定基準

- ① 県民の教養及び文化の向上を図るため、県立文化施設利用者数の目標値をもとに県立歴史館の 99,340 人程度の利用を目指す。
- ② 文化財の活用を図るため、収蔵資料等の整理、保存及び調査研究を進める。

○21 年度の達成状況

- ① 入館者数は 98,372 人であったが、前年を約 300 人上回った。
- ② 屋代遺跡群出土の木製品整理・保存処理 3,223 点の処理を完了し、新規で 5,675 点に着手した。行政関係文書 (1,034 点)、古文書関係 (約 19,496 点) の整理を行い一般に公開した。

③ 直営であることの合理性があるか (意見)

歴史館の業務内容は次表に記載した 3 つに大別される。

博物館機能だけではなく、史資料の収集・整理・保存と目録作成・調査研究や、発掘調査などで出土した遺物や考古資料の収集・整理・保存など、研究所的な業務も行っている。

部門	業務内容
総合情報部門	展示・閲覧・情報提供・教育普及 (博物館機能)
文献史料部門	史資料の収集・整理・保存と目録作成・調査研究
考古資料部門	発掘調査などで出土した遺物や考古資料の収集・整理・保存

博物館機能だけに着目すると、指定管理者制度の導入により、民間のノウハウを活用することによって、より一層のサービス向上を目指し利用者層の拡大を図る等の対応が考えられる。しかしながら、研究所的な業務は、民間に委ねることが、より一層の施設の活性化につながるとはいい切れず、業務の安定性、継続性を考慮すれば、むしろ県が行うべき事業と考えられる。

歴史館は指定管理者制度を導入する余地のある博物館機能と、県が行うべき事業である研究所機能が併存しているが、博物館業務を指定管理者に、研究所業務は直営で行うとすると、一つの施設に 2 つの制度が導入されてしまい、管理も複雑になり、また、具体的な効果・成果も見えにくいかもしれない。

現状の業務を今後も継続していくのであれば、直営施設として運営していくことにそれなりの妥当性があるといえる。しかしながら、歴史館の業務の実態分析を行うことで、博物館業務と研究所業務のあり方や、業務の改善につながる民間活用の方法についても検討することが望まれる。

(2)【監査の視点2】サービス向上と経費削減に努めているか

① 施設の大規模修繕計画及び更新計画（修繕等計画）について

歴史館の平成23年度以降の修繕等計画は次表のとおりである。

(単位：千円)

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度以降
建物	内部					
	外部		1,800 ①			
外構						
空調設備			1,876 ②	③	1,700 ④、⑤	1,200 ⑥
電気設備			414 ⑦	⑧		
衛生設備		5,447 ⑨				
その他		3,500 ⑩				

- ① 屋根漏水修繕(1,800千円)
- ② 空調用熱源ヒートポンプ(R-1)コントローラー交換(1,876千円)
- ③ R-1オーバーホール
- ④ 空気熱源式スクリュウヒートポンプ(1,700千円)
- ⑤ R-2オーバーホール
- ⑥ 空気熱源式スクリュウヒートポンプ(1,200千円)
- ⑦ 中央監視装置電子部品交換(414千円)
- ⑧ 高圧電流設備(プレーカー、コンデンサー・トランス等)交換
- ⑨ 水道漏水修繕(5,447千円)
- ⑩ 構内電話交換機更新(3,500千円)

② サービスの向上への取組運営上の課題について（意見）

歴史館には、次のような運営上の課題、検討事項が見受けられる。

ア. 県立図書館との関係

長野県は長野市内に県立長野図書館（以下「図書館」という。）を設置している。図書館の設置目的は「図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保有して一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する」とされており、資料として古文書の収集・整理を行っている。

歴史館が設立される以前は、古文書の収集・保管等の業務は図書館で行われていたが、歴史館が設置されたことに伴い、図書館所蔵の古文書については一部を除き歴史館へ移管されることとなった。

今井守家文書等、19家の寄贈・寄託史料が移管対象となり、そのうち14家の史料を歴史館に移管することとなった。この14家の史料等は歴史館開館前月の平成6年10月に移管されている。その後、残る5家のうち、4家について移管することとなったが、3家の史料等はまだ歴史館に完全に移管されていない。現在は、図書館所蔵史料のマイクロフィルム化を進めており、マイクロフィルムを2本作製して1本を図書館に保存し、もう1本と史料を歴史館へ移管するための作業を行っている。

このため図書館には未移管の史料が残されているが、史料保存に必要な空調設備等施設面の制約がある。史料のより適切な保存を図るためには、速やかに歴史館への移管作業を進める必要がある。

イ. 長野県文化振興事業団との関係

歴史館は指定管理者制度が導入される平成16年度までは、長野県文化振興長野県文化振興事業団へ事業委託しており、県からの委託料により運営されていた。ただし、長野県文化振興事業団に所属し、歴史館の事業に携わっていた職員は全員県からの出向者であったため、直営としたほうが委託の事務手続きも必要なく、委託料に課税されている消費税を削減できることなどから、平成17年度より県の直営施設となっている。

現在の長野県文化振興事業団は、県の公の施設の管理運営事業と埋蔵文化財の調査研究事業が主体となっている。埋蔵文化財の調査研究事業は、埋蔵文化財センター業務として国土交通省等からの委託を受けている。

一方、歴史館は、長野県文化振興事業団が発掘調査などで出土した遺物の収集・整理・保存を行っている。平成21年度は、屋代遺跡群出土の木製品整理・保存処理3,223点の処理を完了し、新規で5,675点に着手している。

県は平成16年に「長野県出資等外郭団体改革基本方針」（以下、「改革基本方針」という。）を策定している。改革基本方針では、長野県文化振興事業団（埋蔵文化財センター）と歴史館の関係について、「信州の歴史、文化、風土に関する調査・普及公開等を行う機関として共通する分野を有することから、相互の連携に努めるものとする」と述べている。

現状においては、企画展を共催するなど歴史館と長野県文化振興事業団は一定の連携を図っているが、更に相互の連携を深めていく取組はないか、歴史館としては長野県文化振興事業団を更に活用する余地はないのか等、両者の連携のあり方については、今後も継続して検討していくことが望ましい。

ウ. 季節的変動への対応

博物館としての歴史館は、県内の小中学校の利用が多い。そこで問題とな